

# 東日本大震災により倒壊・流出した建物又は被災後取り壊された建物の職権による滅失登記について（お知らせ）

水戸地方法務局では、東日本大震災によって倒壊・流出した建物又は被災後取り壊された建物について、被災された方々の登記申請の負担軽減を図るため、登記名義人の申請によらず、登記官の職権をもって滅失登記を行うこととしておりますのでお知らせします。

## 職権滅失登記について

不動産登記法第57条では、建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人（以下「登記名義人」といいます。）は、当該建物の滅失登記の申請をしなければならないとされています。

しかし、例外的に登記官（法務局職員）が職権により滅失登記を行うこともできます（不動産登記法第28条）。

## 実施区域について

茨城県全域

## 作業期間について

職権をもって滅失登記を行うための現地調査は、平成23年10月から実施しており、建物の滅失登記は、平成24年3月に行い、職権による滅失登記は平成24年3月末をもって完了する予定です。

なお、建物の滅失登記をお急ぎの方は、ご自身で申請をお願いいたします。

## 費用負担について

今回の職権による滅失登記は、法務局において実施しますので、登記名義人の方が費用を負担することはありません。

なお、滅失登記をご自身で申請する場合も費用の負担はありません。

## 対象建物について

震災により倒壊・流出した建物、被災後公費又は自費により取り壊した建物を対象とします。

なお、建物の損壊が一部分のため、滅失したと認定できない場合、あるいは、敷地内に2棟以上の建物（例えば、主たる建物が居宅、附属建物が物置など）が存在し、その一部（例えば、主たる建物である居宅）のみが倒壊・流出等した場合は、職権による滅失登記の対象となりません。

## 所有者への通知について

職権滅失登記の完了後、登記名義人に対して、登記が完了した旨の通知を送付することとしております。